◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第413号（H29.8.10）◆◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝
1.重大事故等情報＝4件（8月4日～8月9日分）
(1)乗合バスの車内事故①
(2)乗合バスの車内事故②
(3)法人タクシーの死傷事故
(4)大型トラックの横転事故
2.適正化機関による貸切バス事業者への巡回指導を開始しました！【新着情報】
3.トラック運送業の適正運賃・料金収受を推進していきます！
4.第12回軽井沢スキーバス事故対策検討委員会を開催しました

◇◇◇

8月8日（火）午後10時40分頃、福島県の高速道路において、青森県に営業所を置く大型トラックが運行中、単独で横転した。
この事故により、当該トラックの運転者及び同乗者が車外に投げ出され死亡した。
現場は、見通しの良い直線道路で、当該トラックが前方の車両を追い越し、元の車線に戻ろうとした際、横転した模様。

上記4件の死傷者数計：死亡3名、重傷2名、軽傷0名（速報値）

◇◇◇

平成28年1月15日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を踏まえ、二度とこのような悲惨な事故を起こさないよう、徹底的な再発防止策について検討を行い、昨年6月に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」をとりまとめたところです。
本委員会においては、「総合的な対策」の実施状況に関するフォローアップを行います。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk1_000016.html

◇◇◇

ときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆